

《循環型社会推進課》

1 循環型社会形成の推進

持続可能な社会を構築するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会生活を見直し、廃棄物が出さない、出してしまった廃棄物は循環資源として最大限活用するという循環型社会を形成することが重要である。

このため、循環型社会のライフスタイルであるリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rを端的に表す「もったいない」をキーワードとした総合的な啓発活動のほか、食品ロスや廃プラスチックの削減に向けた取組を進めるとともに、岡山県循環型社会形成推進条例等に基づく各種事業を実施する。

(1) 循環型社会に向けた意識の改革の推進

ア おかやま・もったいない運動の推進

3Rについての県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムの開催、小学生ファミリーエコチャレンジコンテストの実施など、各種の啓発活動を展開する。また、食品ロス削減に向け、食品ロス削減月間キャンペーンをはじめとする啓発事業を実施するとともに、食品関連事業者とフードバンクとをつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」を運用する。



©岡山県 ももっち・うらっち

イ ごみゼロ社会プロジェクト推進会議

市町村、企業、民間環境団体や専門家の参画を得て、3Rに関する実践的な取組を推進する。

(2) 廃棄物等の発生抑制と循環的利用の推進

ア 再生品の使用促進

リサイクル製品の需要を喚起するため、県民・事業者に対し、再生品の使用促進に関する指針の周知・徹底を図るとともに、岡山県エコ製品の認定及びPR事業を実施する。



岡山県エコ製品

また、県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品を中心としたグリーン調達を全庁的に推進する。

イ 環境にやさしい企業づくり

環境にやさしい企業づくりを促進するため、岡山エコ事業所の認定及び認定事業所のPR事業を実施する。

また、県内の企業の大部分を占める中小企業における3Rの取組を促進するためのアドバイザーを派遣する。

ウ 循環資源情報提供システムの運営支援

循環資源総合情報支援センターにおいて、県民・事業者に対し、廃棄物に関する各種情報を発信するとともに、事業活動に伴って発生する廃棄物を循環資源として他の事業者が有効に活用する機会を提供するシステムを運用する。

エ プラスチック3Rの推進

廃プラスチックの削減に向けて、ワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減キャンペーンの実施、積極的にプラスチックの3Rに取り組む事業所の登録・PRなど、プラスチックごみの発生抑制と円滑なリサイクルについての啓発事業を実施する。

(3) 各種リサイクル法の運用

ア 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化を実施し、それぞれの役割分担に基づきリサイクルを推進するものであり、市町村の分別収集計画を取りまとめた第 10 期岡山県分別収集促進計画(令和 5～令和 9 年度)により市町村に助言等を行う。

イ 家電リサイクル法

小売業者、製造業者等に義務付けられている、廃棄された使用済家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の引き取り、再商品化(リサイクル)が円滑に行われるよう、法を所管する国や市町村と連携を図る。

ウ 食品リサイクル法

食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進するため、法を所管する国と連携を図る。

エ 建設リサイクル法

建築物の解体工事等から発生する建設資材廃棄物について、適切な再資源化等が図られるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を確保する。

オ 自動車リサイクル法

使用済自動車を取り扱う事業者に対し、適切な引取・引渡及び再資源化がなされるよう監視指導を実施し、資源の有効な利用及び適正な処理を確保する。

カ 小型家電リサイクル法

市町村が回収した使用済小型電子機器(携帯電話、パソコン、電子レンジ等)を、再資源化を行う事業者が引き取り、金や銅その他有用金属などの資源の有効な利用の確保が図られるよう、法を所管する国と連携を図りながら市町村に助言等を行う。

キ プラスチック資源循環法

プラスチック資源循環等の取組が促進されるよう、県民・事業者に対し情報提供や 3 R の取組への支援を行う。また、市町村に対しプラスチック資源循環法で求められた分別収集・再商品化が円滑に行われるよう助言を行うとともに、プラスチックごみ等の組成分析調査に係る支援制度を構築する。

2 一般廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理事業の支援

市町村が効率的な廃棄物処理事業の実施に努めるとともに、その区域内における一般廃棄物の減量化を推進し、適正な処理を行うことができるよう、国の循環型社会形成推進交付金を活用した施設整備等について、市町村に対する助言等の技術的援助を行う。

(2) 浄化槽対策の推進

汚水処理施設の整備を図るための長期的なプランである「クリーンライフ 100 構想」に基づき、国や市町村と連携して合併処理浄化槽の設置費に対する助成を行い、設置促進を図るとともに浄化槽管理者に対して維持管理の適正指導等を行う。

また、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る撤去費用や宅内配管工事費用等についても助成の対象とし、その促進を図る。

(3) 災害廃棄物処理対策

平成 30 年 7 月豪雨災害の対応を踏まえて見直した「岡山県災害廃棄物処理計画(改訂版)」

に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物が処理されるよう、市町村や協定締結団体等と仮置場計画検討事業等を通じ、連携体制を強化するとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援等を行う。

(4) 海ごみ対策の推進

海ごみの現状や発生原因を周知し、県内全域における当事者意識の醸成と海ごみの発生抑制等を推進するため、県内外で活動する団体・企業等の取組紹介や関係者の相互交流を促すフォーラムの開催や、県内一丸となった海ごみ削減キャンペーンを展開するほか、海につながる河川等での清掃ボランティア活動の活性化を目的としたごみの運搬・処分に係る支援体制の構築や、地域における効率的な回収活動等のモデルづくりに取り組む。

また、市町村が行う海ごみの回収・処理、発生抑制対策事業を支援するとともに、新たに、漁業者が操業時に引き上げた海底ごみの持ち帰りを習慣化する方法と効果を検証する。

引き続き、瀬戸内オーシャンズXの活動を通じて多様な主体と連携し、調査研究成果に基づいた海ごみ対策を実施する。

(5) 不用品回収業者対策

収集された使用済家電を保管又は処分する業者に対し、廃棄物処理法に基づく届出や適切な保管・処分がなされるよう、市町村と連携して監視・指導を実施する。

3 産業廃棄物対策

(1) 排出事業者責任の徹底・強化

ア 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物は、排出事業者が自らの処理責任において適正処理することが原則であることをあらゆる機会を通じて周知するとともに、処理基準及び委託基準の遵守並びに産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適正な運用に関する指導を行う。

イ 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導等

多量排出事業者に作成・提出が義務付けられている産業廃棄物処理計画及び当該計画の実施状況報告などを活用し、廃棄物の発生抑制と減量化・資源化に向けた指導を行う。

(2) 適正処理の推進

ア 処理業者の育成・指導

産業廃棄物処理業の許可に当たっては、廃棄物処理法に基づき厳正な審査を行う。また、処理業者に対しては、立入検査等を実施し適切な指導を行うとともに、一般社団法人岡山県産業資源循環協会が行う適正処理に係る研修会等の開催に対する支援及び処理業者が行う計量設備等の導入への経費助成などにより、処理業者の育成を図る。

イ 産業廃棄物処理情報の管理

排出事業者から提出される産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び処分業者に提出を求めている処分実績報告書を整理し、事業者への指導に役立てるとともに、廃棄物処理計画の進捗管理を図るため、産業廃棄物の排出量や処理状況等について経年的に分析する「産業廃棄物実態調査」を行う。

(3) 不法投棄等不適正処理の防止

ア 不法投棄等防止啓発事業

不法投棄防止啓発のための新聞広告、ラジオスポット等により、不法投棄・野外焼却などの不適正処理の発見時等における早期通報等と呼びかける。

イ 産業廃棄物の広域移動対策

産業廃棄物の県内への搬入に際し、排出事業者に義務付けている事前協議制度の厳正な運用を図るとともに、警察の協力を得て主要幹線道路等で産業廃棄物運搬車両の検問を実施し、運搬中の廃棄物やマニフェストの確認等を行い、県外から搬入される産業廃棄物の不適正処理を防止する。

ウ 不法投棄等監視指導体制強化事業

産業廃棄物の監視指導を専門に行う産業廃棄物監視指導員を各県民局及び地域事務所に配置するとともに、環境に係る緊急事案の初動対応等を行う環境監視指導員を各地域事務所に配置し、機動的な監視体制、不適正事案に対する対応体制を確保する。

また、休日・夜間等の監視パトロールの民間委託、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄110番の設置、島しょ部や山間地における不法投棄の上空監視、不法投棄監視事業を行う市町村への経費助成などの不法投棄防止事業を促進するとともに、不法投棄等の早期発見、早期対応に向け、国や市町村、警察等と連携し、初動体制の強化や情報交換の活性化を図る。

エ 産業廃棄物対応力強化事業

悪質巧妙化する産業廃棄物の不適正処理に対処するため、中小企業診断士等の協力を得て処理業者等の経理的な審査にも力を入れるなど、徹底的な責任追及が図られるよう対応力を強化する。

(4) PCB廃棄物処理の推進

PCB廃棄物は特別措置法により処分期限が定められているため、「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、保管状況の届出、適正な保管、期限内の確実な処分等を指導する。